

社保ニュース（外来データ提出加算）

データ提出開始届出書（様式 7-10）を提出の医療機関へ

今次改定で高血圧症、脂質異常症、糖尿病が特定疾患療養管理料から外れ、生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）に再編されました。さらに、従来の生活習慣病管理料の外来データ提出加算（50点）に加えて、生活習慣病管理料（Ⅱ）にも外来データ提出加算（50点）が新設されました。

データ提出加算の施設基準の詳細は3月上旬に公示される予定です。

データ提出開始届を出すと、2月、3月診療分の試行データを作成し提出します。

●試行データについて

- ・本データと比較して、調査内容及び提出方法に違いはない。
本データの仕様の通りに作成すること。
- ・作成する対象期間は、本データは3か月分、試行データは2か月分となる。

様式 7 の 10 届出期限	試行データ 作成対象月	試行データ 提出期限
2月20日	2月、3月	4月18日（オンライン） 4月19日（配送）

データ提出開始届から算定までの手順を協会ホームページの「2024 年度診療報酬改定関連情報」に掲載しました。

（外来データ提出加算届出・データ作成説明会）

と き 3月13日（水）19:00～20:00 web（Zoom ウェビナー）

（生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）への対応説明会）

と き 3月26日（火）19:00～20:00 web（Zoom ウェビナー）

注）いずれも数日後を目処に YouTube 協会チャンネルで配信予定。協会ホームページ「イベント」よりお申し込み下さい。